

## 平成30年度 石川児童クラブの利用について(案内)

本町では、昼間保護者のいない家庭における児童の育成指導を図るため、遊びを主とした健全育成活動を行う「石川児童クラブ」を開設しております。

つきまして、平成30年度石川児童クラブの利用を希望される方は、別紙（児童クラブ利用申請書）により申込み下さい。（※現在、児童クラブ利用中で、継続利用を希望される方も申請が必要となります。）

なお、児童クラブの必要性の高い児童を優先しますので、申し込みをされてもご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。

### 記

#### 1. 対象児童 小学校1年生から小学校6年生

##### ①下校にバス（スクールバス）等を利用しない児童のうち、下記の要件を満たす児童。

○ 同居する父母・祖父母等が下記の理由により下校時から17時30分の時間帯において児童の保育ができないこと。（同居するとは、同一敷地内に居住している方を含みます。）

- ・ 就労している（自営業・農業を含む）
- ・ 就職するために学校（職業訓練校等）に通学している
- ・ 病気や心身の障がい、介護等その他の事由により児童の保育ができない

##### ②児童、または児童の兄弟等に障害があり、児童クラブ利用を必要と認められる児童。

#### 2. 開設日 ①平日（祝祭日を除く）

下校時から午後5時30分まで（最大延長：午後6時45分まで）

#### ②夏休み・冬休み等

〈土日・祝祭日・お盆(8月12日から16日まで)

・ 年末年始(12月28日から翌年1月3日まで)等を除く〉

午前8時30分から午後5時30分まで

#### ③新学期：在校児童は、4月3日から

：新入学児童は、入学式当日から

※ 利用希望者がいる場合のみ午後5時30分から午後6時45分の延長時間を開設します。

※ 児童クラブ利用後は、クラブへ保護者が迎えに来て帰宅することになります。

※ 学校運営の都合により、時間が変更となる場合もあります。また、授業が早く終わる日については、お弁当を持参して利用することができます。なお、災害、インフルエンザ等のため小学校が臨時休校となった場合には、児童クラブも活動休止となりますのでご了承ください。

#### 3. 登録料 年額 1,800円（4月の利用料と一緒に引き落とします。）

#### 4. 利用料 月額 2,500円（口座振替）

※ 兄弟で利用する場合は、2人目以降は1ヶ月1,250円となります。

※ 利用料のほか、おやつ代 月額500円を別途集金いたします。

※ 夏休みを利用しない場合には、8月分を徴収いたしません。

※ 夏休みのみの利用も可能です。（ただし、登録児童の状況により利用できない場合があります。）

夏休みのみ利用の場合は利用料 4,000円、登録料 500円、おやつ代 1,000円になります。

